

議案第 47 号

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 7 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東京都板橋区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関
する基準を定める条例（平成 26 年板橋区条例第 27 号）の一部を次の
ように改正する。

第 15 条第 1 項第 3 号中「第 25 条」を「第 25 条第 1 項」に改め、
同項第 4 号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 35 条第 3 項中「法第 19 条第 1 号」を「同条第 1 号」に、「法第
19 条第 2 号」を「同条第 2 号」に改める。

第 37 条第 1 項中「同省令」を「同令」に改める。

第 44 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第 51 条第 3 項中「「法第 19 条第 1 号」を「「同条第 1 号」に改め、
「含む。」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第 19 条第 3 号」
と」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

こども家庭庁の設置による内閣府令の改正に伴い、所要の規定整備を
する必要がある。